

## いちご公園賛助会員等会員制度

いちご公園は理事会決議により以下の内容で賛助会員等制度を設ける。  
尚制度は理事長或いは理事会判断により随時改変をすることがある。

### 1. 目的

当事業に対して広く社会から賛同並びに財政的支持を頂く。

### 2. 会員資格

公序良俗に反しない、成人個人、法人で特に資格は問わない。  
社員等他の資格との重複も可。

### 3. 会員種別と会費

下記会員は重複参加は可能です。

#### ① 用地オーナー会員

公園用地の提供者で会費は無料

#### ② サポーター会員

公園造成管理等の労働奉仕ボランティアで会費は無料

#### ③ 個人賛助会員

法人の活動に賛同し財政寄与に依る参加。

年会費 1,000 円以上とし上限金額は随意とする

#### ④ 法人賛助会員

年会費 100,000 円以上とし上限金額は随意とする

### 4. 会費納入

毎年度初月中に別途指定口座宛振込払

新規参加の場合は申し込み同月内に振込払

#### ① 振込先口座

金融機関名：南アルプス市農業協同組合 白根八田支店

店舗番号：5 2 4 3 - 0 1 0

口座番号：0 1 0 4 6 8 7

口座名：一般社団法人 いちご公園 代表理事 久保田 松幸

口座種別：普通 一般 0 1 0 4 6 8 7 総合

### 5. 会員利用内容

通年で公園施業全てに適宜自由参加

#### ① 生産業務

①剪定（冬夏年 2 回）

②施肥（春秋年 2 回）

③草刈（春～秋年 4～6 回）

㊦植栽（新規公園又は既存公園補植）（梅雨期・12月年2回）

㊧苗木生産（挿し木）（10月・2～3月・梅雨期年3回）

㊨耕耘・播種・刈取（野菜・草花）

（花）桃・曼殊沙華（彼岸花）・芝桜・撫子

（野菜）じゃが芋・薩摩芋・西瓜・瓜・玉蜀黍

② 収穫業務

- ・収穫期に適宜収穫（現地で消費のみ/持ち帰りは原則不可）
- ・ホームページに凡その収穫時期を適宜掲載予定
- ・別記収穫時期表の通り

③ いちご・果物収穫時期表

（5月～6月）

- ① ユスラウメ
- ② サクランボ（桜桃）
- ③ スモモ（李）
- ④ 桃
- ⑤ 梅

（6～7月）

- ⑥ アンズ（杏）
- ⑦ グミ
- ⑧ 桑（マルベリー）

（7～8月）

- ⑨ いちじく（無花果）
- ⑩ ザクロ（石榴）
- ⑪ ブドウ（葡萄）

（9～10月）

- ⑫ 柿
- ⑬ キウイ

④ 野菜収穫時期

（5月）ワラビ（蕨）・フキ（蓴）

（6月）じゃが芋（馬鈴薯）

（6～8月）トウモロコシ（玉蜀黍）

（7～8月）スイカ（西瓜）・ウリ（瓜）類

（10月）さつまいも（薩摩芋）

（11月）じゃが芋（馬鈴薯）